

## IV-4-1[1] 教育改革に関する第4次答申(最終答申)(抄)

[昭和62年8月7日 臨時教育審議会答申]

### はじめに

本審議会は、ここに、「教育改革に関する第4次答申(最終答申)」を提出する。

昭和59年9月5日、内閣総理大臣から「我が国における社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現を期して各般にわたる施策に関し必要な改革を図るための基本的方策について」諮問を受けて以来、逐次答申の方針の下に、これまで3次にわたる答申をそれぞれ提出した。

第3次答申提出以降、本審議会は残された課題について調査審議を進め、この最終答申においては、「文教行政」、「入学時期」についての提言を行うとともに、今後における教育改革の推進のための方策を示した。

また、この答申を取りまとめるに当たっては、これまでの改革提言の実施状況を見守りつつ、3次にわたる答申を総括した。まず、「教育改革の必要性」として、今日教育に求められている時代的要請とこれまでの教育の歩みや現状を考察し、教育を基本的在り方を示した。また、今次教育改革を推進するための基本的考え方として第1次答申で掲げた八つの考え方を、「個性重視の原則」、「生涯学習体系への移行」、「変化への対応」の三つの項目に集約して、「教育改革の視点」として取りまとめた。さらに、これまで逐次、答申してきた多岐にわたる具体的改革方策を六つの項目に整理して、「改革のための具体的方策」として要約した。

過去3年間の審議機関を通じて、本審議会は、21世紀に向けて社会の変化や文化の発展に対応する教育の実現を期するとともに、今日教育が抱えている様々な問題の克服を目指して審議を続けてきた。

本審議会は、この審議に当たり長期的視野に立った教育改革の基本方向を見定めつつ、具体的提言については、世論の合意と実行可能性に配慮しながら取りまとめた。その際、審議の自主的・主体性を堅持して、自由かつ達の論議を展開するとともに、審議ができる限り国民に開かれるものとなるよう、常に審議状況を明らかにしながら、各界各層の意見に耳を傾けて、論議を深め、全国民参加の教育改革を目指した。

明治の近代学校制度の導入と戦後の教育改革は、国家社会体制の大きな政治変革に伴うものであったが、今次教育改革は、このような要素を伴わない、いわば平時の改革である。しかし、今、明治以来100年にわたる追い付き型近代化の時代をこえて、日本人と人類がこれまで経験したことのない新しい国際化、情報化、成熟化の時代に向かうという大きな文明史的な転換期にさしかかっていることを考えると、平時とはいえ、今次の教育改革が上記2回の改革に匹敵する画期的な意義をもつものであることを痛感する。本審議会はこのような認識に立って、近代教育100年の成果と限界を改めて冷静に評価、反省するとともに、21世紀の社会が教育にもたらすであろう可能性と問題点を見据えながら、教育の在り方を根本的に見直し、新たな観点から必要な改革の方策を提言してきた。

来るべき時代は、人類文明の在り方と人間の生き方を問い直し、多様な文化の一層の開花と人間性の回復を強く求めるであろう。こうした時代の要請にこたえていく上で教育の社会的責任と使命は重い。このことを十分に自覚し、教育改革に携わる者は、日本の将来と人類社会の明日のために教育界における相互信頼を回復し、教育の世界にみずみずしい活力と創造性を生み出さなければならない。

教育改革の成否は、政府の積極的な対応はもとより、国会の理解や地方公共団体の協力、教育関係者をはじめ、すべての国民の熱意にまつところが極めて大きく、改革の実現に向けて、国民各位の深い理解と協力を切望するものである。

### 第1章 教育改革の必要性

## 1. 改革の時代的要請

我が国は今日、21世紀に向かって社会の成熟化への展開、情報中心の科学技術への転換、新しい国際化への以降の時期にさしかかっている。これらがもたらす可能性と問題点を見定めるとともに、日本文化・社会の特質と変動を十分に認識することが、今次教育改革の出発点でなければならない。

### (1) 成熟化の進展

我が国は、明治以来の追い付き型近代化の時代を終えて、先進工業国として成熟の段階に入りつつある。この変化に対応して、従来の教育・研究の在り方を見直さなければならない。

まず、生活文化面では、生活水準の上昇、自由時間の増大、社会保障の整備、高学歴化の進展等を背景として、国民のニーズの多様化、個性化、高度化が進展しており、日本人の求める生活の豊かさの内容は、物の豊かさから心の豊かさへ、量の豊かさから質の豊かさへ、ハード重視からソフト重視へ、画一・均質から多様性・選択の自由の拡大などの方向へと向かっている。

また、産業経済面では、経済の情報化、ソフト化、サービス化の傾向が急速に進展し、産業構造、就業構造は大きな変化を遂げつつある。

さらに、我が国は、今日、急速に高齢化社会に移行しつつあり、適切な対応がなされない場合、社会的活力を喪失することが懸念されている。また、女子の職場進出や勤労者の意識の多様化等の変化が進行している。

現在の都市化の進展は、人間のつながりを失ったばらばらな個人から成る大衆社会状況を生み出し、このため、価値意識の多様化が進み、コミュニティ意識や伝統的な各種の社会規範が弱まってきている。家庭における子どもの数の減少、核家族化の傾向、生活様式や父母の就業形態の変化、父親の影響力の減退など家庭の役割や機能の変化も、様々な教育問題と複雑に結びついている。

また、豊かさ、便利さ、自由の増大は、成熟化への過渡期において、とつもすれば人間の心身の健康に問題を投げかけ、人間の精神的、身体的能力の退行、自我の形成の遅れをもたらし、また、社会連帯や責任意識の低下、俗悪な文化の氾濫などを生じさせる危険を伴っている。

しかし、長い歴史と伝統、近代国家100年の歩みと戦後40年の歴史的経験を基礎として、国民世論と社会意識が成熟し、落ち着いた平衡感覚が定着しつつあることにも注目しておく必要がある。

### (2) 科学技術の進展

今日の科学技術の進展は、それ自体、人類が達成した偉大な歴史的効果であり、将来にわたって人類の進歩・発展を担う原動力を形成するものである。

今後の科学技術は、経済・社会からの要求の高度化、多様化に対応して、そのほか全分野において、緻密化、高機能化の傾向を強めるとともに、ハードウェア中心から、情報化を中心とするソフトウェアの比重を高めた科学技術へ移行しつつあるなど、科学技術の新しい発展が期待されている。同時に、生命科学、情報科学等に見られる科学技術の高度な発展が科学技術と人間とのかかわりあいを強め、遺伝や精神活動などに関する研究開発の面で人間存在そのものに迫っており、人間や社会にいろいろな問題をもたらしている状況のなかで、人間および社会と調和のとれた科学技術の展開が真剣に求められるに至っている。

このような動向は、相互にからみあいながら、教育・研究の在り方、知識・技術・社会システムの在り方に大きな影響を与えている。さらに、我が国は、今後、国際社会との積極的な交流と協力を促進しながら、創造性豊かな科学技術を開発していくことが強く求められており、その基礎となる研究の重要性が一段と高まっている。

このため、知的・文化的生産能力の高い個性的・創造的で感性豊かな人間が一層求められている。また、こうした新しい科学や技術の展開に対応できる体制の急速な整備が必要であり、とくに高等教育の充実、自然科学、人文・社会科学を通じた基礎科学の振興を図ることが急務となっている。

しかし、科学技術の発達には、人類に大きな物質的豊かさと便利さを与えた反面において、人間をとりまく環境の変化等をもたらした。自然との触れ合いの減少、映像等による間接経験の肥大と直接経験の減少、便利さの代償として人間のもつ様々な資質の退化や人間相互の触れ合い、思いやりの心等の希薄化などがみられるようになった。このことに関連して、科学技術の発達をもたらす重要な要因となった近代的合理的主義の流れのなかには、人間の心情的なものへの配慮がおろそかにされてきた側面があることは否定できない。

このような科学技術が人間性にもたらす深刻な影響については、今後の科学技術の進展の動向自体の中にもこれを克服するための意識的な努力がみられるようになってきているが、とくに、新しい科学技術の時代に生きる子どもの教育においては、科学技術と人間の心情や感性との調和を図る視点が重要である。

このことは、先進工業諸国に共通の問題点であり、長年にわたって東西文化を吸収し、発展してきた我が国も、自らの経験を踏まえ、この問題の克服に努力を傾注する必要がある。

### (3) 国際化の進展

交通・通信手段の発達、経済・文化交流の拡大に伴い、地球は急速に小さくなり、国際社会はますます相互依存の度合いを深めている。世界有数の先進工業国となった我が国は、資源、エネルギー、産業、教育、文化などいずれの分野をとっていても、国際社会の中で孤立していきっていくことはできない。我が国は、国際社会の中でもその地位にふさわしい国際的責任を分担することなしには、発展を続けていくことはできないという新しい国際化の時代に入っている。

これまでの我が国は欧米先進工業国からの科学技術の導入・移植に努力を集中し、教育・研究・文化・スポーツの諸領域における国際的交流と貢献が必ずしも十分ではなかった。

これからの新しい国際化は、これまでの追い付き型近代時代における国際化とは認識や対応を異にするものでなければならず、教育・研究・スポーツや科学技術などの諸領域において相互交流を推進するという均衡のとれた国際交流に転換していかなければならない。また、これらの分野における国際的貢献を果たしていくことが重要となってくる。

国際社会で生きるためには、先進諸国の一員としての国際的な責任を果たすとともに、人と人との交流、心の触れ合いを深めることが重要であるが、人的交流が拡大してくると、いわゆる文化摩擦が生じてくる。これをむしろ国際社会の常態と考えて、これからの日本社会の国際化のためのエネルギーに変えていくような新しい積極的な生き方が求められている。このような努力を通じて、我が国の個性豊かな伝統・文化の特質と普遍性が改めて再発見、再認識されることとなり、多様な文化と多元的な制度の共存と協調による平和と繁栄の国際社会の形成のために、我が国文化が寄与し得ることとなるであろう。

## 2. 教育の歴史と現状

我が国近代教育の戦前の歴史は、「学制百年史」(文部省編)によれば、明治5年の学制公布以降の近代教育制度の創始期(明治5～18年)、近代教育制度の確率・整備期(明治19年～大正5年)、教育制度の拡充期(大正6年～昭和11年)、終戦までの戦時統制下の軍国主義、極端な国家主義による画一主義教育の時期(昭和12年～20年)の四つの時期に区分される。

全般的にみると、学制公布以来の我が国戦前の近代学校教育の基本理念が、立身出世・殖産興業、欧米化、工業化を通じての「富国」に重点を置いたものであったことは、戦後教育との連続面としてとらえることのできる側面である。

他方、戦争と敗戦の結果として、軍国主義、極端な国家主義が否定されたことは、戦前と戦後の教育の非連続面として性格に認識しておかなければならない点である。

戦後教育改革の目的は、戦前の第4期を頂点としての弊害をあらわにした軍国主義および極端な国家主義教育等を排除し、平和国家・文化国家の建設、民主主義、自由、平等の実現を期し、人格の完成を目指して自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を図ることを教育の目的として確立することにあつた。

明治の近代学校制度の導入以来1世紀をこえる我が国近代教育の歴史のなかで、戦後教育の閉める期間はすでに40年をこ

えているが、この間、教育の機会均等の理念の下に、教育の著しい普及、量的拡大と教育水準の維持向上が図られた。このような我が国近代教育の発展が、社会経済の発展の原動力となり、また国民生活や文化の向上に大きく寄与した点は高く評価されなければならない。反面、時代の進展とともに、我が国の教育は今日様々な問題点や限界を指摘されるに至っている。

[1] 戦後改革で強調された人格の完成や個性の尊重、自由の理念などが、必ずしも十分に定着していない面を残していること。

また、個性豊かな我が国の伝統・文化についての正しい認識や国家社会の形成者としての自覚に欠け、しつけや徳育がおろそかにされたり、権利と責任の均衡が見失われたりした面も現れたこと。

[2] 教育が画一的になり、極端に形式的な平等が主張される傾向が強くなり、各人の個性、能力、適性を発見し、それを開発し、伸ばしていくという面に欠けていること。

また、受験戦争が過熱し、教育が偏差値偏重、知識偏重となり、創造性・考える力・表現力よりも記憶力を重視するものとなっていること。

いじめ、登校拒否、校内暴力などの教育荒廃の現象が目立ち始め、画一的、硬直的、閉鎖的な学校教育の体質の弊害が現れてきたこと。

[3] 大学教育が個性的でなく、また、教育・研究には国際的に評価されるものが多くないこと。学術研究は、従来ともすれば科学の応用とその技術化に関心が傾き、世界的視野でみれば純粋の科学や基礎的な研究への寄与に乏しかったこと。

大学は概して閉鎖的であり、機能が硬直化し、社会のおよび国際的要請に十分こたえていないこと。

[4] 学歴偏重の社会的風潮は、教育にいわゆる有名校、有名企業等を目指す学歴獲得競争の弊害を生んでいること。

[5] 教育行政が画一的、硬直的となっており、教育の活性化を妨げている面があること。また、これまでの教育行政には学校外における教育活動の広がりなど新しい教育需要に柔軟かつ積極的に対応する姿勢に欠けている状況がみられること。

[6] 戦後、一部の教職員団体が政治的闘争や教育内容への不当な介入などを行ったこともあって、教育界に不信と対立が生じたこと。

これらの事情により、我が国学校教育がその社会的使命を十分果たし得ず、父母と社会の信頼を失う一つの原因となった。

我が国近代教育が数多くの困難な事情を克服し、とくに教育を担当する当事者が水準を維持・発展させてきた努力は十分評価しなければならないが、同時に以上のような教育の歴史的変遷のなかで時代や社会の変化への対応が十分できなかったことなどにより、今日、教育上の諸問題が生じ、今次の教育改革へと連なることとなったことを認識しておく必要がある。

### 3. 教育の基本的在り方

教育は、教育基本法にあるように、人格の完成を目指し、平和的な国家および社会の形成者としての自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

人格の完成は、教育的努力の目標であり、この目標を実現するためには、徳・知・体の調和のとれた教育が極めて重要である。その際、個人の尊厳、個性の尊重、自由・自律・自己責任などが重視されなければならない。

さらい、平和的な国家および社会の形成者としての国民の育成を目指すためには、正しい国家意識の涵養、社会的責任の自覚、普遍的で個性豊かな文化や伝統の継承・創造・発展のための努力が不可欠である。

このためには、子どもの自己努力と経験に基づく自発的な成長に期待しつつ、必要な基礎・基本をしっかりと教えることを教育

の基本に据えていかなければならない。

本審議会としては、このような基本的考え方に立って、将来の展望とこれまでの教育の歴史や現状を踏まえつつ、幅広い国民的合意を基礎に、教育基本法の精神を我が国の教育土壌にさらに深く根付かせ、21世紀に向けてこの精神を創造的に継承・発展させ、実践的に具体化していく必要があると考える。

これらを基礎として、21世紀のための教育の目標を現段階でまとめてみると、[1] ひろい心、すこやかな体、ゆたかな創造力、[2] 自由・自律と公共の精神、[3] 世界の中の日本人が、とくに重要であると考えられる。

**(1)**教育の目的である人格の完成の実現に近づくためには、徳育、知育、体育の調和の中に、真・善・美を求め続ける「ひろい心」と「すこやかな体」を育むことが重要である。

これからの教育は、とくに豊かな心と健康の大切さを認識し、子どもの心身両面の均衡のとれた発達に最大限の努力を払うことを教育の中心に据えていかなければならない。とくに、身体は健康は人間生活の基盤であり、教育全体を通じて重視されなければならない。このためには、人間や自然に対する優しさと思いやりの心、豊かな情操を育てるとともに、健康教育やスポーツを通じて心身の育成を図る必要がある。

また、21世紀に向けての時代は、芸術、科学、技術等のあらゆる分野において、「ゆたかな創造力」の開花を必要としている。このような創造力を「ひろい心」と「すこやかな体」の心身両面の健康を基礎とする強靱でたくましい生命力の中に育てていくことが重要である。

**(2)**従来の教育においては、個人の尊厳、個性の尊重、自主的精神の涵養が必ずしも十分ではなく、個の確立、自由の精神の尊重等に欠けているところがあったことを反省し、これからの教育は、「自由・自律の精神」、すなわち、自ら思考し、判断し、決断し、責任を取ることのできる主体的能力、意欲、態度等を育成しなければならない。

また、個々人は、一人で存在するものではなく、国家社会の形成者としての責任を果たす自覚が求められる。このためには、「公共の精神」が強調されなければならない。公共のために尽くす心、社会奉仕の心など、そして社会的規範や法秩序を尊重する精神の涵養が重要である。さらに、自分と異なるもの、異質性・多様性に対する寛容な心などを育成することが必要である。

このような「公共の精神」は「自由・自律の精神」の基礎の上に初めて確立されるものである。

**(3)**それとともに、我が国がいまだかつて経験したことのない国際的相互依存関係の深まりのなかで、国際社会の一員として生き続けていくためには、全人類の視野に立って様々な分野で貢献するとともに、国際社会において真に信頼される日本人を育成すること、すなわち、「世界の中の日本人」の育成を図ることが重要となる。

そのためには、第一に、広い国際的視野の中で日本文化の個性を主張でき、かつ多様な異なる文化の優れた個性をも深く理解することのできる能力が不可欠である。第二に、日本人として、国を愛する心をもつとともに、狭い自国の利害のみで物事を判断するのではなく、広い国際的・人類的視野の中で人格形成を目指すという基本に立つ必要がある。なお、これに関連して、国旗・国歌のもつ意味を理解し尊重する心情と態度を養うことが重要であり、学校教育上適正な取扱いがなされるべきである。第三に、多様な異文化を深く理解し、十分に意思の疎通ができる国際的コミュニケーション能力の育成が不可欠である。

## 第2章 教育改革の視点

本審議会は、21世紀のための教育の目標の実現に向けて、教育の現状を踏まえ、時代の進展に対応し得る教育の改革を推進するための基本的な考え方として、以下のように考えた。このうち、「個性重視の原則」は今次教育改革で最も重視されなければならない基本的な原則とした。



## 1. 個性重視の原則

今次教育改革において最も重要なことは、これまでの我が国の根深い病弊である画一性、硬直性、閉鎖性を打破して、個人の尊厳、個性の尊重、自由・自律、自己責任の原則、すなわち「個性重視の原則」を確立することである。この「個性重視の原則」に照らし、教育の内容、方法、制度、政策など教育の全分野について抜本的に見直していかなければならない。

[1] 我が国の教育は、明治以来の近代化の過程において、効率性を重視し、継続性と安定性を求める傾向の強い教育制度の特質もあって、ともすれば画一的、硬直的なものとなり、個人の尊厳、個性の尊重、自主的精神の涵養がなされず、個の確立、自由の精神の尊重等が十分でなかったことを反省しなければならない。しかし、同時に自由は重い責任を伴うものであるため、選択の自由の増大する社会にあって、これからの教育は個人の尊厳、個性の尊重を基礎として、この自由の重み、責任の増大に耐え得る能力を育成することが重要である。

[2] さらに、21世紀に向けて社会の変化に積極的かつ柔軟に対応していくために、芸術、科学、技術等のあらゆる分野においてとくに必要とされる資質、能力として、「創造性・考える力・表現力」の育成が重要である。今後における科学技術の発展や産業構造、就業構造などの変化に対応するためには、個性的で創造的な人材が求められている。これまでの教育は、どちらかといえば記憶力尾詰め込み教育という傾向があったが、これからの社会においては、知識・情報を単に獲得するだけでなく、それを適切に使いこなし、自分で考え、創造し、表現する能力が一層重視されなければならない。創造性は、個性と密接な関係をもっており、個性が生かされてこそ真の創造性が育つものである。また、豊かで、多様な個性は「基礎・基本」の土台の上に初めて築き上げられるものであることを認識する必要がある。

[3] また、個性を伸ばし、創造的で豊かな心を育てる上で、子どもをとりまく学校や日常の様々な環境条件を改善していくことが必要である。こおため、自然環境のなかで心身を鍛えることができるような教育の仕組みを導入すること、子どもの豊かな心を育て、たくましい体を作り上げるための教育条件の整備を図ること、教師が子どもの心や体を理解する能力を高めることなど「教育環境の人間化」を積極的に推進する視点も極めて重要である。

[4] 今日、社会の成熟化の進展に伴い、人々の意識は個性化・多様化するとともに、選択の自由への要請が大きくなっている。教育においても、国民の教育に対する要求の高度化、多様化に柔軟に対応し、これまでの教育の画一性、閉鎖性の弊害を打破する上で、「選択の機会の拡大」を図ることが極めて重要である。このためには、教育行政や制度もまた柔軟で分権的でなければならない。関連する諸規則の緩和が必要である。

## 2. 生涯学習体系への移行

我が国が今後、社会の変化に主体的に対応し、活力ある社会を築いていくためには、学歴社会の弊害を是正するとともに、学習意欲の新たな高まりと多様な教育サービス供給体系の登場、科学技術の進展などに伴う新たな学習重要の高まりにこたえ、学校中心の考え方を改め、生涯学習体系への移行を主軸とする教育体系の総合的再編成を図っていかなければならない。

[1] 我が国の近代化の過程で、学校教育は量的に拡大し、普及した。一方、学校教育の期間の長期化や過度の依存などに伴う弊害、とくに学歴社会の弊害が大きくなっている。

この弊害の是正するため、学校教育の自己完結的な考え方から脱却し、人間の評価が形式的な学歴に偏っている状況を改め、

どこで学んでも、いつ学んでも、その成果が適切に評価され、多元的に人間が評価されるよう、人々の意識を社会的に形成していく必要がある。また、若いときに希望する学校や職場に進めなかった人々が、その後の人生で、それらに挑戦する機会が得られるように教育や社会の仕組みを改善していく必要がある。

[2] 所得水準の向上や自由時間の増大、高齢化お進展などにより、生涯の各時期、各領域において、人々の学習意欲が高まり、学習需要は高度化、多様化している。これからの学習は、学校教育の基盤の上に各人の責任において自由に選択し、生涯を通じて行われるべきものである。このような認識に立って、学校教育、社会教育、職業能力開発などの振興を図るとともに、さらに、民間における学習、文化、スポーツ、情報産業等による教育活動を含め、総合的なネットワークを形成していかなければならない。

[3] 科学技術の高度化、情報化や国際化、経済のソフト化などの社会の変化は、知識、技術、情報体系の発展と再編成を促し、産業構造、就業構造を絶えず変化させており、こうしたなかで、新たな学習需要が生まれてきている。今後、人々が希望する新たな知識、技術を習得できるよう、学校や研究機関などが時代の進展に応じた新しい学問体系を形成し、教育・研究施設と企業など社会との相互の緊密な連携・協力を図っていくことが必要である。

[4] 都市化の進展や家庭の機能が変化するなかで、今日、家庭や地域社会の教育力が低下している。このため、子どもの立場を中心に、家庭・学校・地域社会の役割と限界を明確にし、それぞれの教育機能を活性化するとともに相互の連携を図ることが重要である。とくに乳幼児期に親と子の基本的な信頼関係(親と子の絆)を形成するとともに、適時・適切なしつけを行うことは、家庭が果たすべき重大な責務である。この観点から、家庭を学校、地域社会と並ぶ生涯学習の場としてとらえ、その教育力の回復を図る必要がある。

### 3. 変化への対応

今後、我が国が創造的で活力ある社会を築いていくためには、教育は時代や社会の絶えざる変化に積極的かつ柔軟に対応していくことが必要である。なかでも、教育が直面している最も重要な課題は国際化ならびに情報化への対応である。

#### (1) 国際社会への貢献

これからの新しい国際化は、これまでの近代化時代における国際化とは異なり、全人類的かつ地球的視点に立って、人類の平和と繁栄のために様々な分野において積極的に貢献し、国際社会の一員としての責任を果たしていくものでなければならない。

このような視点に立って、我が国社会の国際化を全体として推進させる努力を払いながら、新しい国際化に対応できる教育の実現を期することは我が国の存立と発展にかかわる重要な課題である。

[1] 我が国が教育・学術・文化等あらゆる面で国際的に貢献し、責任を果たすためには、まず、国際社会の中に生きるよき日本人、ひいてはよき一人の人間の育成を期した教育の在り方を考えていかねばならない。

また、我が国の教育機関、とくに大学の教育と学術研究の水準を高めることや、日本人のためだけの教育機関という従来の閉鎖的な発想を改めていくことが必要である。

[2] 教育における国際化への対応は、制度面のみならず関係者の意識を含め日本における教育を広く開放していくことが重要となる。そのためには、教育のあらゆる機会を通じて、たえず異なるものへの関心と寛容を培うとともに、今後とも変化してやまない国際関係の柔軟に対応し、自らを不断に改める自己革新力を備えた教育システムを形成していかなければならない。

[3] 新しい国際化を実現する主体となるのは、国民ひとりひとりである。それぞれが問題意識をもち課題解決に努力するという草の根レベルからの芽生えが必要であり、さらにその芽生えが国民的な運動へと盛り上がっていった、初めて国際化に向けての改革は実を結ぶといえよう。それだけに、改革の即効は望むべきではなく、その具体化は長期的展望に立ち持続的かつ着実に進められることが重要である。

## (2) 情報社会への対応

21世紀に向けて情報化という新しい時代を迎えつつある。我が国が今後情報化の絶えざる進展に柔軟に対応し、物質的にも精神的にも豊かな社会を築いていくためには、教育自体をそれに積極的に対応できるよう改革を図っていかなければならない。

[1] 新しい情報手段は、情報選択の余地を飛躍的に拡大するとともに、双方向の情報伝達を可能にし、情報および情報手段の主體的な活用への道を格段に広げるものである。このような本格的な情報化は、教育において、教える者と学ぶ者との双方向の情報伝達を拡充するとともに、情報のネットワークを中心とした新しい学習空間をつくり出すという基本的な効用をもっている。しかし、その際にも、これまでの「読・書・算」のもつ教育としての基礎的・基本的な部分をしっかりと身に付けさせることが重要である。

反面、情報化の進展は、間接経験の肥大と直接経験の現象、情報への過度の依存、情報過多に伴う各種の不応症症状など、情報化への対応いかんによっては、様々な弊害を生み出す可能性もあることを忘れてはならない。

したがって、情報化に対応した教育を進めるに当たっては、情報化の光と影を明確に踏まえ、新しい情報の手段がもつ人間の精神的、文化的発展の可能性を最大限に引き出しつつ、影の部分を補うような取組みが必要である。

[2] 教育と情報化の関係については、社会の情報化に対応して教育がどのような機能、役割を担っていくべきかという面と、情報化の進展の成果を教育・研究・文化等の活動自体にどのように活用していくべきかという面の二つの側面があり、次のように、一体的に対応を進めていくことが重要である。

ア. 学校をはじめ様々な教育機関において情報活用能力の育成に本家区的に取り組む。

イ. 指導の個別化、指導形態の柔軟化を可能にし、双方向の意思疎通、とくに学習者からの発信機能を強化させるとともに、学習の時間的・空間的制約を緩和させる技術的可能性を有している情報手段の潜在力を、すべての教育機関の活性化のために最大限に活用する。

ウ. 情報化の進展が与える身体的、精神的、文化的影響に関する教育的見地からの分析・評価を進め、情報化の影の部分を補うための教育を拡充するとともに、教育環境の人間化を支援するような形で情報手段を教育の場に取り込む。

## 第3章 改革のための具体的方策

教育の現状と将来の展望を踏まえて、教育改革の視点に立って、第1次から第3次までの答申において提言した具体的方策の概要は次のとおりである。

### 第1節 生涯学習体制の整備

これからの学習は、学校教育の基盤の上に各人の自発的意思に基づき、必要に応じて、自己に適した手段・方法を自らの責任において自由に選択し、生涯を通じて行われるべきものである。

生涯学習体系への移行を目指し、従来の学校教育に偏っていた状況を改め、人生の各段階の要請に応え、新たな観点から、



家庭、学校、地域など社会の各分野の広範な教育・学習の体制や機会を総合的に整備する必要がある。

## 1. 学歴社会の弊害の是正と評価の多元化

学歴社会の弊害を是正するとともに、学校における偏差値偏重、社会における学歴偏重の評価の在り方を根本的に改め、評価の多元化を図る必要がある。

### (1) 学歴社会の弊害の是正

学歴社会の弊害の是正策は、三つの方向から総合的に展開されなければならない。[1] 21世紀に向けて生涯学習社会の建設を目指す、[2] 学校教育の改革を積極的に進める。[3] 企業・官公庁における採用などの改善に一層積極的に努力する。

### (2) 評価の多元化

#### [1] 評価の基本的方向

人々の能力の様々な側面に着目し、特定の側面における秀でた能力を積極的に評価する。また、異なる価値観や文化を受け入れる姿勢が大切である。さらに、編入学、転学、転職、中途採用などヨコへの移動を円滑にし、学校・職場・地域間の交流を促進する。

なお、評価の多元化に当たっては、これまでの学歴に偏重した評価の反省を上に、特定の評価指標を過度に重視することによって生じる弊害に十分留意する。

#### [2] 公的職業資格制度の改革

評価の多元化の一環として、公的職業資格制度の見直しを行う。

ア. 資格の受験等に必要な要件を見直し、原則として学歴要件を除去する。

イ. 高等学校職業科、専修学校、職業訓練校などで専門的な教育・訓練を受ける者に対し、公的職業資格取得の道を拡大する。

ウ. 時代の変化に対応し、資格の更新の検討や、整理統合、改善等を図る。

### (3) 企業・官公庁の採用等の改善

企業・官公庁においては、学歴社会の弊害の是正および評価の多元化の観点から、採用人事や人事管理の改善を図る必要がある。

このため、新規採用に当たっての青田買いの自粛、指定校制の撤廃など就職の機会均等の確保、特定の学校に過度に偏らない、多様な学校からの採用や能力をより重視した人事管理などに向けて、さらに一層努力する。また、新規学卒者に偏ることなく、多様な人材の門戸を開放し、中途採用を円滑化する。このため、専門職・技術職を中心に、より多様で優秀な人材の確保や産・官・学の交流が促進されるよう、業績や職歴、学習歴を適切に評価することに配慮すべきである。

専修学校卒業者の採用や処遇等に当たって、相当する後期中等教育機関・高等教育機関としての取扱いがなされるよう改善に努める。

## 2. 家庭・学校・社会の諸機能の活性化と連携

### (1) 家庭の教育力の回復

家庭が自らの役割や責任を自覚するとともに、家庭基盤の整備の推進、家庭・学校・地域の連携などにより、乳幼児期における

親子の絆の形成や社会生活に必要な基本的な生活習慣を身に付けさせることなど、家庭の教育力の回復を図る必要がある。

このため、親となるための学習の充実、家庭科の見直し、子どもの心をめぐるカウンセリングの普及、育児休業制度や新井戸端会議などを推進する。また、生命や自然への畏敬などの情操を養い、心身の健康を育むため、自然体験学習、都市と農山漁村との交流を推進するほか地域の教育力の活用と活性化を図る。さらに、PTA 活動の活性化、学校教育活動への地域住民の積極的参加の推進、学校給食の見直しなどにより家庭・学校・地域が一体となって子どもを育てるための環境をつくる。

## (2)生涯学習のための機関としての学校教育の役割

初等中等教育段階においては、基礎・基本の徹底、自己教育の育成、教育の適時性等に配慮し、高等教育段階においては、専門分野の知識・技術の習得の徹底、幅広い思考力の育成等に留意する。

また、社会や経済の諸変化に対応して、大学、高等学校等を、社会人が学習できる場として整備する。このため、入学資格の自由化・弾力化の方向に沿って、システムの柔軟化などを検討する。

さらに、学校の機能や場の地域への開放・公開講座の単位認定など学習に対する奨励措置、学校 5 日制への移行、産業振興に関する地域センターの設置などを検討する。

## (3)社会の教育機能の活性化

### [1] 自主的な学習活動の促進

自主的な学習活動は、人々の生きがいや充実した生活につながるものであり、個人学習や団体・サークルへの参加など種々の形態により、各人がそのニーズに応じて主体的に学習を進めることは、生涯学習の基本である。

このため、学習情報ネットワーク化、情報提供・相談体制の整備、民間の教育・スポーツ・文化事業の支援、学習活動を通じての地域連帯の育成、研修プログラムの準備等によるボランティア活動の振興などにより社会参加の機会を拡大するとともに、社会教育指導者の確保と資質の向上、新しいメディアの活用を図る。また、学習機会の拡充等の観点から放送大学について、その特性を生かした新しい学習形態の開発などを行うとともに、いわゆる第三セクター方式の活用を含め、その将来構想を多角的に検討する。

なお、社会教育行政について、生涯学習体系への移行という観点から、社会教育に関連する法令を含め総合的に見直す。

### [2] 生涯職業能力開発の総合的推進

40 余年と長期化した職業生涯にわたり、職業能力開発が段階的かつ体系的に行われるようにする。その際、仕事を通じての教育訓練を基本としつつ、仕事を離れて行う教育訓練の比重を高めていくことが重要である。

このため、企業における教育訓練の振興に合わせて、大学・大学院等を社会人が学習する場として整備するとともに、職業訓練施設の体制整備を図り、さらにこれらのネットワーク化などについて検討する。また、これら教育訓練の成果の適切な評価を進めること等を通じ、昇進・昇格等の経路の多様化を促進する。さらに、勤労者の自己啓発を促進するため、労働時間の短縮や有給教育訓練休暇制度の普及を図る。

## 3. スポーツの振興

### (1)生涯スポーツの振興

生涯にわたるスポーツプログラムの開発・研究、スポーツ施設の整備基準の策定と整備のための財政その他の必要な措置、民間スポーツ施設の整備を促進するために必要な支援措置の積極的検討、地域共同の施設という観点に立った学校スポーツ施設の整備の在り方の検討、社会体育指導者や健康づくりの観点から運動指導を行い得る者の資格認定制度の整備など、地域社

会や職場におけるスポーツ活動を推進するための施策を講じるとともに、学校体育と社会体育の連携を図る。

## (2) 競技スポーツの向上

競技スポーツの向上を図るため、その基盤となる青少年のスポーツ活動を促進するとともに、第一線選手あるいはその活動を終えた者の処遇を含め、競技向上のための環境条件を整備する。この一環として、スポーツカリキュラムの開発、素質ある者を一貫して指導する6年制中等学校の設置や高等専門学校の分野の拡大、コーチ制度の確立と資格認定制度の整備、国際交流の積極的推進、顕彰措置の導入・拡大、スポーツ奨学制度等の整備・拡充などを検討する。

## (3) スポーツ医・科学の研究の推進とスポーツ基盤の整備

健康科学などとの連携を含めたスポーツ医・科学研究所を設置する必要がある。この研究所にナショナルトレーニングセンターを併置することを検討する。

さらに、この施設を中核とする研究のネットワークの形成を図る。

また、官民一体となったハイレベルの「スポーツ振興推進懇談会」(仮称)を設け、スポーツ行政の在り方を含め積極的な対応を進める。

## 4. 生涯学習の基盤整備

### (1) 生涯学習を進めるまちづくり

生涯学習社会にふさわしい、本格的な学習基盤を整備し、地域特性を生かした魅力ある、活力ある地域づくりを進める。このため、人々が充実した生活を目指して、多様な活動を主体的に行えるよう、まち全体で生涯学習に取り組む体制(生涯学習を進めるまちづくり)を全国に整備していく。

生涯学習を進めるまちづくりは、生涯学習プログラムの開発、自主的な学習活動を活発化する環境づくり、民間施設を含めた各施設の相互利用の促進と各分野の人材の有効活用、人々の多様な学習活動を支える社会生活基盤の整備といった観点を踏まえつつ進める。

国および地方においては、生涯学習の多様なまちづくりを推進するため、生涯学習に取り組む市町村の中から、特色あるものをモデル地域に指定する。

### (2) 教育・研究・文化・スポーツ施設のインテリジェント化

教育・研究・文化・スポーツ施設を社会共通の学習基盤として有機的に活用する。このため、高度通信機能と快適な学習・生活空間を備えた本格的な環境として施設を整備するとともに、地域共通の生涯学習、情報活動の拠点として、その機能を最大限有効に活用する方策(インテリジェント化)を地域の状況に応じて進めていく。

その際、情報化が人々に及ぼす影響に配慮し、自然や文化とのかかわりを重視する。インテリジェント化により、既存施設の積極的活用を含め、地域の教育・研究・文化・スポーツ施設の再編・整備を図る。整備に当たっては、民間活力を活用することや制度面・財政面での配慮について検討する。また、施設の管理・運営の在り方を見直し、施設の特성에応じて設置者が直接管理するほか、第三者に委託する方法を検討する。さらに、施設の活用に伴う利益を、自主財源として教育活動等に還元する方法を検討する。

## 第2節 高等教育の多様化と改革

21世紀に向けて、国民や社会の様々な要請に応じ、人材の育成および学術研究の創造と発展に資するとともに、生涯学習の場として重要な役割を果たしていくため、高等教育の個性化、多様化、高度化、社会との連携、開放を進め、また、学術研究を積極的に振興する。これらを裏付ける条件として、組織・運営における自主・自律の確立、教職員の資質の向上、経済的基盤の整備を図る。

### 第3節 初等中等教育の充実と改革

初等中等教育は、生涯学習の基盤となるものであり、人間形成の基礎として必要な資質を養うとともに、豊かな個性や社会性を培うための基礎的・基本的事項を修得させ、真の学力とすこやかな体、ひろい心、さらに自らが主体的に学習する意志・態度を育てるという重要な役割を担っている。こうした観点から、初等中等教育の充実と必要な改革を図っていく。

#### 7. 開かれた学校と管理・運営の確立

##### (1) 学校活性化のための新しい課題

学校は地域社会共通の財産との観点から、学校・家庭・地域の協力関係を確立する。このため、施設の開放を進めるとともに、学校の運営への家庭・地域社会の建設的な意見の反映、インテリジェント化など地域との連携、自然学校等とのネットワーク、国際的にも開かれた学校へとより広く発展していくための管理・運営の在り方が模索されなければならない。

##### (2) 自然学校の推進

児童・生徒が自然環境の中で生活する機会を増大させ、その生命力、活力の維持・向上、生命や自然への畏敬の念や豊かな情操の涵養を図っていくため、学校教育全体の中で「自然学校」を積極的に推進していく。